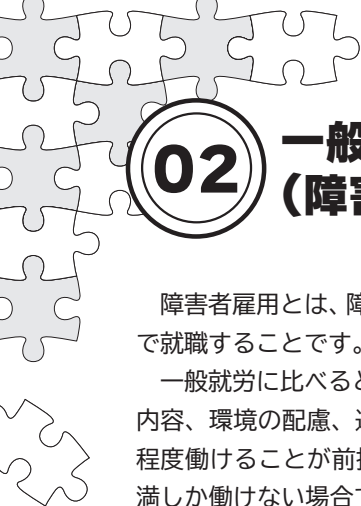




02

一般企業への就職 (障害者雇用の場合)

障害者雇用とは、障害者手帳を取得し、企業が募集をしている「障害者雇用枠」で就職することです。



一般就労に比べると給与が低い傾向がありますが、特性についての相談や仕事内容、環境の配慮、通院時間の確保などを得やすいことが多いです。週 20 時間程度働けることが前提です（社会保険への加入が可能）。10 時間以上 20 時間未満しか働けない場合でも、0.5 人分としてカウントされるため、会社のニーズによっては雇用される可能性もあります。就職面接の段階から合理的配慮について相談を行うことができます。

すでに支援機関と相談している場合は、支援者が就職面接への同行支援などが許可されることもあります。

障害者雇用枠で就職を希望する場合は、ハローワークで「障害者雇用枠で就職したい」と伝え、専門の窓口で所定の登録を行ってください。専門の窓口でも、障害名を会社に伝えない就職活動の相談は可能です。

障害者手帳がなくてもハローワークでの相談は可能ですが、障害者雇用枠での就職時には必要ですので、申請の手続きを進めておくとい良いでしょう。

- ・ ハローワークの障害者関連窓口については (P. 24) をご覧ください。
- ・ 障害者手帳の申請については (P. 38) をご覧ください。
- ・ (P. 67)「マイストーリー 3 40 代 一般企業勤務」もご覧ください。